

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
1. 安全・安心な生活環境の整備	(2) 移動しやすい環境の整備等	公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。	7			●	●		資料3-4中の③ 【評価】 駅のバリアフリー化率やノンステップバスの導入については着実に実施出来ており、ゆずりあい駐車場の導入やコミュニケーションボードの設置等についても概ね出来ている。 【課題】 補助金を活用しない単独整備予定駅のバリアフリー化の遅延やノンステップバス導入の一層の加速化などが課題。ゆずりあい駐車場についても増加率の鈍化が見られるほか、コミュニケーションボード(タブレット機器)の老朽化も課題として挙げられる。	
	(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外でストレスなく自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図るため、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、移動に資するデータのオープンデータ化等により民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりを推進する。	24			●	●	(●)	資料3-4中の③ 【評価】 建築物やまちづくりの分野においては、市町や施設管理者へのチェック&アドバイス等を活用しユニバーサルデザインの実践を進めている。ユニバーサル社会の担い手育成や調査研究、先端機器の発信についても概ね出来ているが、アクセシビリティガイドライン等に適合したインターフェイスや機器の開発については出来ていない。 【課題】 先進事例等の情報発信については、バリアフリー情報の種類が多様化していることや、福祉のまちづくり研究においては研究成果の実用化、それらの展示については県内3展示場の連携などが課題となっている。	
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上	障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する。	26			●			資料3-4中の④ 【評価】 ウェブコンテンツの環境整備や字幕入映像、点字刊行物等の貸し出し、行政情報提供の電子化等は概ね順調に取り組むことが出来ているが、オープンデータを活用した生活支援情報等の提供は出来ていない。	
		研究開発やニーズ、ICTの発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。 また、各府省における情報通信機器等の調達、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。特に、WTO政府調達協定の適用を受ける調達等を行うに当たっては、WTO政府調達協定等の定めるところにより、適当な場合には、アクセシビリティに関する国際規格が存在するときは当該国際規格に基づいて技術仕様を定める。	27			●		●		

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。	28			●		●	【課題】 職員のアクセシビリティに対する意識の更なる向上やICT技術の発展に伴う字幕入映像作品、録音図書等の充実が課題。	
		障害者に対するIT相談等を実施する障害者ITサポートセンターの設置や障害者がパソコン機器等を使用できるよう支援するパソコンボランティアの養成・派遣の促進等により、障害者のICTの利用及び活用の機会を拡大を図る。	29			●			現行計画記載なし	
		聴覚障害者が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。	30			●				
(2) 情報提供の充実等		身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)に基づく放送事業者への制作費助成、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に基づく取組等の実施・強化により、字幕放送、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。	31			●			資料3-4中の④ 【評価】 ウェブコンテンツの環境整備や字幕入映像、点字刊行物等の貸し出し、行政情報提供の電子化等は概ね順調に取り組むことが出来ているが、オープンデータを活用した生活支援情報等の提供は出来ていない。	
		聴覚障害者に対して、字幕(手話)付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進する。	32			●			【課題】 職員のアクセシビリティに対する意識の更なる向上やICT技術の発展に伴う字幕入映像作品、録音図書等の充実が課題。	
		身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により、民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発を促進し、障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。	33			●				
		電子出版は、視覚障害、上肢障害、学習障害等により紙の出版物の読書に困難を抱える障害者の出版物の利用の拡大に資すると期待されることから、新たな技術開発の促進や、電子書店、電子図書館、出版社その他の関係事業者への普及啓発等を通じて、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進めるとともに、今後、これらの取組の一層の促進を図る。また、電子出版物の教育における活用を図る。	34			●				
(3) 意思疎通支援の充実		聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援や点訳、代筆、代読音声等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳・音声訳を行う者等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。	36			●			資料3-4中の④ 【評価】 通訳者の派遣や養成、講座の実施、親しむための福祉学習、ICTの活用などは総じて実施出来ているが、コミュニケーション支援を行うソーシャル・ビジネス等に対する支援や障害のある人のコミュニケーションの活性化については実施出来ていない。	
		情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、障害者等と連携してニーズを踏まえた支援機器の開発の促進を図る。	37			●		●	【課題】 手話通訳者等の養成等については地域的な格差があることや、電動式人工喉頭の操作が難しく指導者もいないこと、喉頭手術が出来る病院の限定や発声教室の地域的な空白の存在などが課題となっている。	
		意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図る。	38			●				

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
	(4) 行政情報のアクセシビリティの向上	各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。	39			●				資料3-4中の④ 【評価】 ウェブコンテンツの環境整備や字幕入映像、点字刊行物等の貸し出し、行政情報提供の電子化等は概ね順調に取り組むことが出来ているが、オープンデータを活用した生活支援情報等の提供は出来ていない。 【課題】 職員のアクセシビリティに対する意識の更なる向上やICT技術の発展に伴う字幕入映像作品、録音図書等の充実が課題。
		各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。	40			●				
		各府省における行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。	41			●				
		災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。	42			●				資料3-5中の② 【評価】 全体的に障害者に特化した事業としては実施していないものが多く、また、市町が主体となって取り組むべきものが多いが、合同防災訓練を実施したり、避難所管理運営指針や運営・訓練マニュアルを作成することや、患者の診療・生体情報等を他職種間で共有できる新たなシステムを導入するなど、市町を側面支援している。 【課題】 「評価」でも触れたが、実施主体が市町であることが多いことから、県で作成している指針やマニュアル等の啓発・浸透が課題と言える。
		政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。	43			●				現行計画記載なし
3. 防災、防犯等の推進	(1) 防災対策の推進	障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。	44			●	(●)		資料3-5中の② 【評価】 全体的に障害者に特化した事業としては実施していないものが多く、また、市町が主体となって取り組むべきものが多いが、合同防災訓練を実施したり、避難所管理運営指針や運営・訓練マニュアルを作成することや、患者の診療・生体情報等を他職種間で共有できる新たなシステムを導入するなど、市町を側面支援している。	
		自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防えん堤等の施設整備等及び危険な区域の明示等のハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。	45			●	(●)			
		災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。	46			●	(●)			
		災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援する。	47			●	(●)			

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所において障害者が障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう市町村の取組を促していく。また、必要な福祉避難所を確保するよう市町村の取組を促していく。さらに、車椅子利用者も使用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、地域の実情を踏まえつつ、災害救助法に基づく応急救助の実施主体である都道府県の取組を促していく。	48			●	(●)		【課題】 「評価」でも触れたが、実施主体が市町であることが多いことから、県で作成している指針やマニュアル等の啓発・浸透が課題と言える。	
		災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、福祉避難所の協定など、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。	49			●	(●)			
		火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入を推進する。	50			●	(●)			
		水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進する。	51			●	(●)			
		障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法、消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。	52			●	(●)			
		各地方公共団体における平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮設住宅等において、障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の内容を踏まえ、情報提供を行う。	53			●	(●)			
	(3) 防犯対策の推進	ファックスやEメール等による110番通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・的確な対応を行う。	58			●			資料3-5中の③ 【評価】 防犯情報の提供については、県警からHPやSNS、メール等を活用した情報発信が行われているとともに、防犯グループの活動事例集が発行されている。また警察職員に対する手話講習も開催されている。 【課題】 防犯情報を提供する形として、如何に防犯活動に活かされる、または活かされやすい形で提供できているかが課題。	
		警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話を行うことのできる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図る。	59			●				
		警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努める。	60			●			資料3-5中の③ 【評価】 安全に暮らせる環境のために、民生委員をはじめ、安全なまちづくり活動や地域見守りネットワーク応援協定などに取り組んでいる。 【課題】 それぞれの活動の担い手やなり手の確保が課題となっている。	

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題	
				ひと	参加	情報	まち	もの			
	(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	地方公共団体における、消費生活センター等におけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図る。	65	●		●				資料3-5中の③ 【評価】 消費生活関係機関の集まる連絡会議や消費生活相談員等のスキルアップ研修、啓発チラシの作成などに取り組んでおり、教育においては専門機関からの出前講座等を行っている。 【課題】 様々な消費者トラブルの事例や見守りの注意点などの情報収集と関係機関での共有について課題と捉えている。また、2022年から成年年齢が引き下げられることに伴う若年者の消費者トラブルが懸念される。	
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	法令上、自署によることを求められている手続を除き、本人の意思確認を適切に実施できる場合に記名捺印や代筆による対応を認めることを促すなど、書類の記入が必要な手続におけるアクセシビリティの確保に向けた対応を検討する。	82		●	(●)				現行計画記載なし	
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進	自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進する。	83			●				現行計画記載なし	
		知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。	84			●				成年後見制度の利用支援事業が全市町で実施される一方、市民後見人に関する啓発については、十分とは言えない。	
	(5) 障害福祉サービスの質の向上等	自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進する。	114			●	●				
7. 行政等における配慮の充実	(2) 選挙等における配慮等	政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。	172			●				現行計画記載なし	
		移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進する。	173			●	●				
		指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努める。	174			●				不在者投票が適切に実施されるよう指定施設に対し、不在者投票管理者のしおりを送付するとともに、市区町選挙管理委員会に適切な助言・指導を依頼。	
	(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。	177		●	●				資料3-4中の④ 【評価】 ウェブコンテンツの環境整備や字幕入映像、点字刊行物等の貸し出し、行政情報提	

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。	178		●	●				<p>供の電子化等は概ね順調に取り組むことが出来ているが、オープンデータを活用した生活支援情報等の提供は出来ていない。</p> <p>【課題】</p> <p>職員のアクセシビリティに対する意識の更なる向上やICT技術の発展に伴う字幕入映像作品、録音図書等の充実が課題。</p>
		各府省における行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。	179		●	●				
8. 雇用・就業、経済的自立の支援	(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	短時間労働や在宅就業、自営業など障害者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、ICTを活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方を推進する。	202		●	●				<p>資料3-3中の①</p> <p>【評価】</p> <p>トライアル雇用やガイドブックの作成などを通して障害者の就労環境の充実を図るとともに、就ボツや障害者職業センター、労働局等多くの支援主体が連携することで、障害者就労のより一層の促進に取り組んでいる。</p> <p>【課題】</p> <p>障害特性の理解や雇用環境が不十分な企業、障害者雇用を実施しない企業の存在や、障害の存在を公にしている方への支援・介入の困難さなどが課題。</p>
9. 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの推進	障害のある生徒の後期中等教育への就学を促進するため、入学試験の実施に際して、ICTの活用など、個別のニーズに応じた配慮の充実を図る。	214	●		●				現行計画記載なし
	(3) 高等教育における障害学生支援の推進	大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。	231	●		●				現行計画記載なし
	(4) 生涯を通じた多様な学習活動	公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進する。	237	●		●				現行計画記載なし
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	文化芸術振興費補助金において、聴覚障害者のためのバリアフリー字幕及び視覚障害者のための音声ガイド制作支援を行うことにより、我が国の映像芸術の普及・振興を図る。	243		●	●				現行計画記載なし